川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面　積	備　考
約 238.5 ha	中原区井田３丁目地内において、箇所番号１９を廃止する。 中原区上小田中２丁目地内において、箇所番号５７を廃止する。 中原区上新城１丁目地内において、箇所番号７１を廃止する。 高津区上作延３丁目地内において、箇所番号３９を廃止する。 高津区上作延５丁目地内において、箇所番号６３及び６４を廃止する。 高津区二子３丁目地内において、箇所番号１３８を廃止する。 高津区千年地内において、箇所番号２２６を廃止する。 高津区子母口地内において、箇所番号３３４を廃止する。 高津区末長１丁目地内において、箇所番号３３７を廃止する。 高津区上作延２丁目地内において、箇所番号３５４を廃止する。 高津区坂戸１丁目地内において、箇所番号３６５を廃止する。 宮前区有馬３丁目地内において、箇所番号１２を廃止する。 宮前区有馬７丁目地内において、箇所番号６１を廃止する。 宮前区菅生２丁目地内において、箇所番号２０８を廃止する。 宮前区平４丁目地内において、箇所番号２５８を廃止する。 宮前区南平台地内において、箇所番号３０９を廃止する。 宮前区西野川１丁目地内において、箇所番号３２５を廃止する。 宮前区西野川２丁目地内において、箇所番号３８７を廃止する。 宮前区野川本町１丁目地内において、箇所番号４４３を廃止する。 宮前区馬絹４丁目地内において、箇所番号５９７を廃止する。 宮前区宮崎地内において、箇所番号６３５及び６３８を廃止する。 宮前区東有馬５丁目地内において、箇所番号７９３を廃止する。 多摩区栗谷１丁目地内において、箇所番号４２を廃止する。 多摩区菅馬場２丁目地内において、箇所番号１７７を廃止する。 多摩区菅馬場３丁目地内において、箇所番号１８２を廃止する。 多摩区寺尾台１丁目地内において、箇所番号２１２を廃止する。 多摩区長沢１丁目地内において、箇所番号２３８及び２４１を廃止する。 多摩区長沢４丁目地内において、箇所番号２６１を廃止する。 多摩区堰２丁目地内において、箇所番号４５５を廃止する。 多摩区中野島３丁目地内において、箇所番号４７９を廃止する。 多摩区登戸地内において、箇所番号５０３を廃止する。 多摩区南生田２丁目地内において、箇所番号５０４を廃止する。 麻生区岡上１丁目地内において、箇所番号２１を廃止する。

面　積	備　考
約 238.5 ha	麻生区岡上２丁目地内において、箇所番号４２を廃止する。 麻生区岡上５丁目地内において、箇所番号４８を廃止する。 麻生区栗平２丁目地内において、箇所番号１６９を廃止する。 麻生区高石３丁目地内において、箇所番号２３５及び２３６を廃止する。 麻生区細山３丁目地内において、箇所番号２９９を廃止する。 中原区上小田中１丁目地内において、箇所番号１６１を縮小する。 高津区坂戸１丁目地内において、箇所番号３３０を縮小する。 宮前区有馬５丁目地内において、箇所番号２８を縮小する。 宮前区犬蔵１丁目地内において、箇所番号９０、９８及び７３８を縮小する。 宮前区土橋２丁目地内において、箇所番号２８８を縮小する。 宮前区野川本町１丁目地内において、箇所番号３１７を縮小する。 宮前区初山１丁目地内において、箇所番号４６８を縮小する。 宮前区馬絹３丁目地内において、箇所番号５９５を縮小する。 宮前区犬蔵２丁目地内において、箇所番号６５６を縮小する。 宮前区鷺沼１丁目地内において、箇所番号６８８を縮小する。 宮前区南野川２丁目地内において、箇所番号７６４を縮小する。 多摩区菅３丁目地内において、箇所番号９２を縮小する。 多摩区長尾５丁目地内において、箇所番号２２３を縮小する。 麻生区王禅寺西７丁目地内において、箇所番号１０を縮小する。 麻生区王禅寺東４丁目地内において、箇所番号１３を縮小する。 麻生区五力田３丁目地内において、箇所番号２０１を縮小する。 麻生区千代ケ丘３丁目及び５丁目地内において、箇所番号２５０を縮小する。 麻生区栗木３丁目地内において、箇所番号３８１、３８８及び３９５を縮小する。 高津区下作延４丁目地内において、箇所番号３４７及び３７３を拡大する。 宮前区南野川３丁目及び西野川３丁目地内において、箇所番号６９３を拡大する。 中原区下小田中１丁目地内において、箇所番号１７５及び１７６を追加する。 高津区下作延４丁目地内において、箇所番号４２１を追加する。 宮前区東有馬５丁目地内において、箇所番号８１１を追加する。 多摩区堰３丁目地内において、箇所番号５９７を追加する。 多摩区登戸地内において、箇所番号５９８を追加する。
	合計箇所　1,518

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理　由　書

生産緑地地区の指定は、平成３０年３月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進む中で、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加及び拡大をするものです。

また、指定から３０年経過あるいは、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなったことを理由とし、市への買取りの申し出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものや、公共施設等の敷地の用に供されたものについて、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。

新　旧　対　照　表

新旧の別	面　積	備　考
新	約　２３８．５　ha	箇所数　１，５１８
旧	約　２４５．３　ha	箇所数　１，５５４
増減	－６．８　ha	箇所数　－３６

都市計画を定める土地の区域

１　追加する部分

なし

２　削除する部分

川崎市
　宮前区
　　南平台地内
　麻生区
　　栗平２丁目地内

３　変更する部分

川崎市
　中原区
　　井田３丁目、上小田中１丁目、上小田中２丁目、下小田中１丁目、及び上新城１丁目地内
　高津区
　　上作延２丁目、上作延３丁目、上作延５丁目、下作延４丁目、二子３丁目、千年、子母口、末長１丁目、及び坂戸１丁目地内
　宮前区
　　有馬３丁目、有馬５丁目、有馬７丁目、東有馬５丁目、菅生２丁目、平４丁目、西野川１丁目、犬蔵１丁目、犬蔵２丁目、土橋２丁目、野川本町１丁目、初山１丁目、西野川２丁目、西野川３丁目、南野川２丁目、南野川３丁目、馬絹３丁目、馬絹４丁目、宮崎、及び鷺沼１丁目地内
　多摩区
　　栗谷１丁目、菅３丁目、菅馬場２丁目、菅馬場３丁目、寺尾台１丁目、長沢１丁目、長沢４丁目、長尾５丁目、堰２丁目、堰３丁目、中野島３丁目、南生田２丁目、及び登戸地内
　麻生区
　　岡上１丁目、岡上２丁目、岡上５丁目、高石３丁目、細山３丁目、王禅寺西７丁目、王禅寺東４丁目、五力田３丁目、千代ケ丘３丁目、千代ケ丘５丁目、及び栗木３丁目地内

経　緯　書

川崎都市計画生産緑地地区

都市計画決定（変更）の経緯

平成　３　年　４　月２６日	生産緑地法改正
平成　３　年　６　月２１日	都市計画決定（川崎市告示第２５５号）
平成　３　年　９　月１０日	改正生産緑地法施行
平成　４　年１１月１３日	都市計画変更（川崎市告示第３３１号）
平成　５　年　８　月１１日	都市計画変更（川崎市告示第３４８号）
平成　５　年１２月２４日	都市計画変更（川崎市告示第４８３号）
平成　６　年１２月２２日	都市計画変更（川崎市告示第３８７号）
平成　７　年１２月２６日	都市計画変更（川崎市告示第４４５号）
平成　８　年１２月２６日	都市計画変更（川崎市告示第６２２号）
平成　９　年１２月２６日	都市計画変更（川崎市告示第６１０号）
平成１０年１２月２５日	都市計画変更（川崎市告示第６５３号）
平成１１年１２月２４日	都市計画変更（川崎市告示第５１１号）
平成１２年１２月　７　日	都市計画変更（川崎市告示第６２５号）
平成１３年　３　月３０日	都市計画変更（川崎市告示第１３３号）
平成１３年１２月２７日	都市計画変更（川崎市告示第５３３号）
平成１４年１２月１７日	都市計画変更（川崎市告示第５１９号）
平成１５年１２月１５日	都市計画変更（川崎市告示第５４６号）
平成１６年１２月２０日	都市計画変更（川崎市告示第６０９号）
平成１７年１２月２１日	都市計画変更（川崎市告示第５４１号）
平成１８年１２月１８日	都市計画変更（川崎市告示第５６０号）
平成１９年１２月２７日	都市計画変更（川崎市告示第７２０号）
平成２０年１２月２２日	都市計画変更（川崎市告示第７１２号）
平成２１年１２月２１日	都市計画変更（川崎市告示第６５２号）
平成２２年１２月２１日	都市計画変更（川崎市告示第６６５号）
平成２３年１１月３０日	都市計画変更（川崎市告示第７０２号）
平成２４年１１月２１日	都市計画変更（川崎市告示第７０５号）
平成２５年１２月　４　日	都市計画変更（川崎市告示第７９２号）
平成２６年１２月　３　日	都市計画変更（川崎市告示第６４３号）
平成２７年１２月　３　日	都市計画変更（川崎市告示第６０５号）
平成２８年１２月　５　日	都市計画変更（川崎市告示第６８７号）

平成２９年１２月　５　日　　都市計画変更（川崎市告示第６０４号）
平成３０年　８　月　９　日　　都市計画変更（川崎市告示第４５６号）
平成３０年１１月２９日　　都市計画変更（川崎市告示第６３５号）
令和　元年１１月２０日　　都市計画変更（川崎市告示第３６７号）
令和　２年１１月２６日　　都市計画変更（川崎市告示第６３７号）
令和　３年１２月　２日　　都市計画変更（川崎市告示第５９５号）
令和　４年１１月１４日　　都市計画変更（川崎市告示第５９６号）
令和　５年　４月１２日　　都市計画変更（川崎市告示第２２９号）
令和　５年１１月２８日　　都市計画変更（川崎市告示第５８０号）
令和　６年１０月３１日　　都市計画変更（川崎市告示第４９７号）
令和　７年１１月　６日　　都市計画変更（川崎市告示第５６０号）

今回の都市計画変更の経緯

令和７年１２月１９日～　生産緑地地区指定申し出受付期間
令和８年　１月１９日

令和８年　９月１０日～　法定縦覧（今回手続き）
令和８年　９月２４日

令和８年１１月　４日　　都市計画審議会
令和８年１１月１８日　　告示